

徳島市総合事業説明会質問事項(平成28年6月16日・17日開催分)

21	<p>①ケアマネジメントCは実施するのですか？ ②①を実施する際の請求は、どこに、どのようにするのですか？</p>	<p>①ケアマネジメントA及びCを実施します。 (当初ケアマネジメントAのみの予定であると回答しましたが、予定を変更してケアマネジメントCについても実施することとしましたので、御了承ください。)</p> <p>②請求方法は、月次、徳島市に実績報告書類及び請求書を送付いただくことが考えられますが、具体的な事務処理については、今後検討いたします。</p>
22	<p>QA表のNo.20にある住所地特例について、項番4は、保険者が他市町村、住所地が他市町村内の住所の住民で住所地特例が認定されていない人だと思えますが、その住民に対して徳島市の事業所は他市町村のサービスコードで総合事業サービスの提供ができるのですか？ (項番2.3の「総合事業サービスの提供」欄の記載内容から判断すると項番4も「他市町村」となっているので提供ができるものかと思い質問しました。)</p>	<p>「A1, A5みなし」指定については、サービスの提供は可能です。(ただし、その自治体が61・65のサービスの提供終了を連合会に届けている場合は審査が通りません。(【連合会様式5411】を参考にしてください。訪問・通所のサービスコードの切り替え時期は保険者ごととなります)</p> <p>A1, A5以外の保険者独自のサービスについては、代理受領方式によるサービス提供を行う場合、被保険者の属する保険者からの事業所指定を受ければサービスの提供は可能です。なお、事業所の指定基準・受付方法・提出書類については、各自治体によって異なると思いますので事前に各保険者の担当窓口にお問い合わせください。 また、独自のサービスコードも保険者によって異なります。つまり、複数の保険者のレセプト(給付費請求明細)を取り扱う場合は、その保険者ごとのサービスコード・単価情報で請求することになります。コンピューターによる請求を行う場合は、様式2の3などの新しい様式の出力とともに保険者ごとのサービスコードをマスター登録することが必要不可欠です。まずは、今お使いのシステムのバージョン・対応状況を確認して頂き、サービスコードの配布については連合会資料「IV-資料10 市町村版 介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェース」を参照してください。</p>